

別表（第4条、5条、6条関係）

区 分				交付基準	申請に必要な書類	有効期間
身体障害者	視覚障害			4 級以上	身体障害者手帳	無期限 (対象者としての基準に該当しなくなるまで)
	聴覚障害			3 級以上		
	平衡機能障害			5 級以上		
	肢体不自由	上肢		2 級以上		
		下肢		6 級以上		
		体幹		5 級以上		
		脳原性運動機能障害	上肢機能	2 級以上		
			移動機能	6 級以上		
内部障害（免疫機能障害を含む）			4 級以上			
知的障害者			療育手帳の障害程度の欄がAの2以上の者	療育手帳		
精神障害者			精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の者	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者			特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれかの書類 ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証		
高齢者等			介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上である者	介護保険被保険者証		
妊産婦	単胎児	妊娠7箇月～出産予定日から1年の者		母子健康手帳	妊娠7箇月～出産予定日から1年（※1）	
	多胎児	妊娠7箇月～出産予定日から3年の者			妊娠7箇月～出産予定日から3年（※2）	
けが人等			医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者	次に掲げる全ての書類 ・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等 ・身分証明書（保険証、運転免許証 等）	必要と認める期間 (原則1年以内)	

（※1）出産後は乳児と同乗の場合に限る。

（※2）出産後は乳幼児と同乗の場合に限る。